



— 目次 —

ヘッドラインニュース	1
第26回 人権・同和問題啓発映画・講演会記録	2
「人権擁護行政の現状と課題」	
コラム 銀行業におけるCSRを考える	5
第19回「中国の大気汚染防止と銀行」	
日本総合研究所 理事 ESG リサーチセンター長 足達 英一郎 氏	
銀行インタビュー	6
「栃木銀行におけるCSR活動」	
全銀協におけるCSR活動	11

\*\*\*\*\* ヘッドラインニュース \*\*\*\*\*

**政府「温室効果ガス削減目標」を了承**

11月15日、政府はCOP19に向けた温室効果ガス削減目標を「2005年度比3.8%減」とすることを了承しました。

新たな目標は、COP16におけるカンクン合意<sup>※</sup>履行のため、また、25%削減目標をゼロベースで見直すとの総理指示を踏まえたもので、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点での目標です。

今後、現在検討しているエネルギー政策やエネルギーミックスの進展を踏まえて、確定的な目標を設定することとしています。また、対策・施策を含む隔年報告書を来年1月1日までに気候変動枠組条約事務局に提出することとしています。

※2020年における排出削減目標を策定、気候変動枠組条約事務局に登録し、隔年報告書を提出して当該目標の進捗状況等を報告し、国際的なレビューを受ける。

**気候変動枠組条約第19回締約国会議（COP19）が閉幕**

11月11日～23日まで、ポーランドのワルシャワにおいて気候変動枠組条約第19回締約国会議

（COP19）が開催され、主に以下の事項を決定し、閉幕しました。

次回のCOP20は2014年にペルーのリマで開催される予定です。また、COP21はフランスが議長国を務めることが決まりました。

◆COP19の合意内容

○2020年以降の国際枠組みについて、各国が温暖化ガス削減の自主的な目標を、2015年に開催予定のCOP21に十分先立ち（準備ができる国は2015年第1四半期までに）示すこと。

○2014年のCOP20までに各国が自主的な目標を策定する際に盛り込む必要のある情報を整理すること。

○気候変動の悪影響に関する損失・被害への対応のため、COP22で見直すことを条件とし、「ワルシャワ国際メカニズム」を設立すること。

○途上国における森林の減少・劣化による二酸化炭素の排出削減（REDD+）について、技術ガイダンス、資金、組織を含む支援の調整に関する枠組み。

**全銀協「金融経済教育活動の推進に関する対応方針」を公表**

10月17日、近年の金融経済教育の充実に対する社会的要請の高まりや、これまでの全銀協における金融経済教育活動に対する利用者の声等を踏まえ、今後3か年における具体的な対応方針を取りまとめ、公表しました。

今回の対応方針では、中学生・高校生を対象とした取組みを継続するとともに、「社会人として経済的に自立するための生活スキルの習得・向上」、「利用者保護の推進・投資家責任に係る環境の整備」、「家計による投資促進を通じた日本の成長分野への資金供給の拡大」の観点から、特に、大学生、社会人、高齢者等を対象に取組みの強化を図っています。

## 「人権擁護行政の現状と課題」

7月17日(水)、第26回人権・同和問題啓発映画・講演会を開催し、法務省人権擁護局人権啓発課長の野崎昌利氏から、「人権擁護行政の現状と課題」というテーマでご講演をいただきました。その要旨は、以下のとおりです。

### 「人権啓発」とは

「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条)である。

### 法務省の人権擁護機関の仕組み

#### □法務省の人権擁護機関

人権擁護機関は、法務省人権擁護局、法務局(管区局)の人権擁護部(全国8カ所)、地方法務局の人権擁護課(同42カ所)、法務局および地方法務局の下部機関である支局から構成している。

また、人権擁護委員の組織としては、全国人権擁護委員連合会、ブロック人権擁護委員連合会、都道府県人権擁護委員連合会、人権擁護委員協議会がある。

#### □人権擁護委員

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間人であり、人権擁護委員法第6条3項に「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。」と規定されている。

人権擁護委員は全国に14,000人おり、被害者から相談等を通じて人権を侵害されたという申告があった場合には、法務局の職員等と協

力して、人権侵犯事件の調査・処理に当たったり、当事者の利害、主張を調整して、円満な解決を図っている。

### 法務省の人権擁護機関の活動

法務省の人権擁護機関の活動は、人権救済活動(人権相談および人権侵犯事件の調査処理)と人権啓発活動の大きく二つからなる。

対症療法としての人権救済活動と、根治療法としての人権啓発活動の二つを、人権保護行政の両輪として、有機的な関係を保ちながら推進している。

#### □人権救済活動

「人権相談」では、いじめを受けた、外国人という理由で入居を拒否された、インターネット上でプライバシーを侵害されたなどのさまざまな相談を受ける。法務局の常設人権相談所で行う相談のほかに、年に数回デパート等、法務局外で行う特設人権相談所での相談、全国共通の人権相談ダイヤル、女性の人権ホットライン等、電話でも人権相談を受け付けている。昨年1年間で26万件を超える相談があった。また、子どもの人権SOSミニレターという取り組みを行っており、全国すべての小中学校を対象にミニレターを配布して、子どもからの手紙による相談を受け付けている。

「人権侵犯事件の調査処理」では、法務省の人権擁護機関が、被害者からの救済の申出や申告があれば速やかに救済手続きを開始するほか、新聞でいじめがあったという報道や雑誌等から人権侵害の疑いのある事実を知ることにより、救済手続きを開始することもある。

救済手続きの中で人権侵害の有無を確認する調査を行うが、警察や検察とは違い、あくまでも関係者の協力による任意のものである。調査を行った結果、人権侵害の事実が認められた場合は、調整、要請、説示、勧告など、救済の

ための措置を行う。

救済手続きの終了後、被害者に処理結果を通知する。必要に応じて関係行政機関と連携し、関係者と連絡を取るなどして、被害者のためのアフターケアを行っている。

平成 24 年度の人権侵害事件は 22,930 件であり、相談件数約 26 万のうち 11 分の 1 弱が人権侵害事件として立件されている。

#### □人権啓発活動

法務省の人権啓発活動は、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深める活動である。人権啓発活動は、年間強調事項として 17 の課題を掲げて実施している。

手段としては、シンポジウム、講演会、映画会、ミニフェスティバルなどのイベント、人権の花運動、人権教室、人権作文コンテスト等を行っている。

人権啓発は発達段階に応じて、幼児、小学校低学年向けには「人権の花の運動」、小学校から高校生には「人権教室」、中学生には「人権作文コンテスト」を行っている。

成年者層に対しては、人権について関心の高い「高関与者層」に対して、研修会、シンポジウム、講演会などを開催し、オピニオンリーダーを育てたり、単なる認知だけでなく心理変容をもたらすことを目的としている。一方、「低関与者層」に対しては、関心を持ってもらうために、テレビ、新聞、雑誌などのマスメディア、ポスターや大型ビジョン、車体広告、インターネット等で活動を行うなど、接触・認知型の活動を中心に行っている。

#### 人権啓発のよりどころ

人権啓発は同和問題が発端になっている。同和問題は、憲法に保障された基本的人権に関わる重要な問題であり、最初は総理府（その後、総務庁）が、各行政機関の地域改善対策に関す

る総合調整等を行うとともに、地域改善対策特定事業として地域改善対策啓発活動事業等を行ってきた。

人権擁護施策推進法第 3 条は、法務省に人権擁護推進審議会を設置すること、審議会は「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」、「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項」を調査審議することを規定している。

平成 11 年に人権擁護推進審議会が、いわゆる「1 号答申」を行った。1 号答申は、人権に関する現状について、「わが国は、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題等、様々な人権課題がいまだに十分に定着したとは言えない。」「国民一人一人において人権に関する正しい知識、日常生活の中で生かされているような直感的な感性や人権感覚が十分に身に付いていない」と指摘している。当局は、1 号答申を踏まえて、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための方策について、具体的な提言を行っている。

その後、平成 13 年に、「2 号答申」が出され、人権救済機関の組織的体制の整備について提言された。

また、平成 24 年に「人権委員会設置法案」が国会に提出されたが、衆議院の解散により、昨年廃案になった。

#### □人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年法律第 147 号）

この法律は、「人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め」るために制定されたものである。

第 7 条では、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図

---

るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない」として、国に対し基本計画の策定を求めており、この規定にもとづいて策定された計画が、「人権教育・啓発に関する基本計画」である。

基本計画の内容は、「第3章 人権教育・啓発の基本的在り方」にあるとおり、「(1) 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供」、「(2) 発達段階等を踏まえた効果的な方法」、「(3) 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保」を掲げている。また、「第4章 人権教育・啓発の推進方策」には、各課題に取組みが記載されている。

## 人権啓発活動地方委託と人権啓発活動ネットワーク

啓発活動は、大きく三つに分けることができる。一つは、「直轄事業」といって法務省が行っている事業で、例えば、人権週間にポスターを作成するといった事業である。二つ目は「中央委託事業」であり、映画などの啓発教材を人権啓発推進センターに委託して製作するなどである。三つ目は、「地方委託事業」であり、「人権尊重思想の普及高揚」を図り、地域住民に人権に対する正しい認識を広めることにより、基本的人権の擁護に資することを目的として、あらゆる人権問題を視野に入れた幅広い啓発活動を実施することを、都道府県、政令指定都市に委託するものである。

以上の実施主体間における連携協力が重要である。平成11年の推進審議会1号答申は、「各実施主体がそれぞれの役割を踏まえながら人権教育・啓発を総合的に推進していくためには、実施主体間の横断的なネットワークを充実するなど、連携・協力を一層推進していく必要がある」と指摘している。

## 現下の情勢

啓発事業は効率化が求められており、具体的

には次のような対策を行っている。

例えば、従来は、自治体と国がそれぞれ講演会、研修会を開催していたため、同じようなテーマで研修会が開かれたり、同じような資料が作成されていた。しかし、予算の無駄を生じさせないように、講演会や資料作成については、国と自治体で作るものが重複しないようなかたちで作成することにしている。また、CM放送や新聞広告については、単なるイベント案内、「〇〇の日」や「〇〇週間」の周知だけの内容のものは控え、人権課題や、相談電話番号案内を含めた内容にしている。その他、都道府県単位で地域性を生かした「ミニフェスティバル事業の実施」、映画とのタイアップなどを積極的に行っている。(了)



## 第 19 回「中国の大気汚染防止と銀行」

### 中国の大気汚染の現状

中国の大気汚染が深刻な状況にある。ぜんそくや気管支炎を引き起こす微小粒子状物質「PM2.5」の数値は、依然、高い水準で推移しており、大気汚染を原因とする煙霧に覆われ、可視度が著しく低下して都市機能がマヒする地域も出現している。

中央政府も、改めて抜本的な対策を講じることを確認し、9月10日には国務院が「大気污染防治行動計画」を発表。9月17日には環境保護部など関連部局が合同で、状況が極めて深刻な北京市、天津市、河北省を対象とする「京津冀地区において大気污染防治行動計画を着実に実施することに向けた細則」を発表している。北京市ではこの日、「首都大気汚染対策活動動員大会」と題した会議が開催され、大気汚染の防止に全力で取り組むことを表明。「2017年までに全市の大気中のPM2.5（微小粒子状物質）年平均濃度を2012年比で25%下げ、一立方メートル当たり60マイクログラム前後に抑える」という目標が打ち出されたという（日本の環境基準は1日平均35マイクログラム）。

### 防治行動計画と銀行業

大気污染防治行動計画の内容は、①石炭ボイラーや火力発電所などでの汚染物質の排出源対策、②燃料油品質の改善、③高汚染・高エネルギー消費業種の生産設備増強の規制、④省エネとクリーンエネルギー供給の拡大などを柱としている。

注目されるのは、環境法違反行為を厳罰に処すという点が強調された点だろう。「不法投棄・不法排出、再犯の違法企業に対しては法に従い、操業停止・閉鎖する」という文章が盛り込まれた。

あわせて、本稿で紹介したいのは「グリーン融資とグリーン証券政策を強化し、企業の環境情報を信用情報システムに取り入れる。環境法違反企業に対する融資や当該企業の公募増資は厳格に制限する」という文章や「省エネ・環境保護投融資の枠組みを

深化させる。（中略）銀行業・金融機関が大気汚染防止プログラムへの融資を拡大するよう指導する」という文章が盛り込まれたことだ。中国においては、もはや「環境金融」は国策と位置付けられたと見てよいだろう。

### 邦銀への影響をどうみるか

こうした大気汚染防止の取組み強化は邦銀にどのような影響を与えるだろうか。中国で現地法人などを設立し銀行業務を行っている場合には、まず規制や政策的誘導の直接的な影響が及ぶだろうが、それに留まらない面もある。例えば、8月に日本のセメントメーカーの南京にある現地法人が、突然、大気汚染軽減のための閉鎖候補の1社としてリストに載った。このニュースで同社の株価は大きく下がった。地方政府が削減総量達成のため、外資企業に矛先を向けることは今後も考えられる。こうした事態では、日本国内の融資先の与信にも影響を与えかねない。

反対に、今回、発表された大気污染防治行動計画による新たな市場創出規模は、脱硫・脱硝事業、石油精製事業、天然ガス関連事業を中心に、邦貨換算で1.5兆円を超えるという推計もある。こうした環境関連技術のなかには、日本企業が優位性を持っている領域も少なからずあり、日本企業の製品・サービス輸出のドライバーにもなる。日本企業の国内での融資機会創出にも繋がる側面も確実にあるだろう。両国関係には課題もあるものの、経済は依然、確実に結びつきを強めており、銀行業もその例外ではないとみるべきであろう。

#### ◆執筆者ご紹介◆

#### 足達 英一郎(あだち えいいちろう)氏

日本総合研究所 理事 ESGリサーチセンター長  
昭和61年 一橋大学経済学部卒業。  
環境やCSR経営の視点から見た産業調査、  
企業分析の分野が専門。

## 「栃木銀行におけるCSR活動」

このコーナーでは、CSRにかかる各銀行の取組みを紹介しています。

今回は、栃木銀行 経営企画部広報文化室様から同行のCSRの取組みについてお話を伺いました。

### 一 栃木銀行におけるCSR活動の考え方について教えてください。

当行は昭和17年の創業以来、一貫して“豊かな地域社会づくりに貢献する”という経営理念のもと、地域金融機関として地域の皆様とともに歩み、地域社会とともに発展して参りました。

当行は、地域への恩返しとして何ができるかを常に念頭におき、積極的な活動に取り組んでいます。活動の中心は「地域貢献」と「環境保全」です。長年にわたり取り組んできた活動にあわせ、これからは社会において課題となっているさまざまな問題に積極的に関わり、その問題の解決に向けて、取り組んでいきます。

### 一 具体的な取組みについて教えてください。

#### ◎ 栃木県との「包括連携協定」締結について

当行は、地域活性化の取組みの一環として、平成24年3月に栃木県と「包括連携協定」を締結しました。栃木県が県内企業と包括連携協定を結ぶのは当行が初めてでした。



この協定の目的は、栃木県と当行が緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、栃木県の一層の地域活性化および県民サービスの向上に取り組むことです。

本協定により栃木県と当行は、県産品の販売拡大やブランドの振興に関する事、子育て・高齢者・障がい者の支援に関する事、県政情報の発信に関する事など、7つの項目について両方で協力し、

さまざまな取組みを進めています。

本協定を機に、栃木県と当行はこれまで以上に連携を強化し、地域の活性化や県民の皆様への新しいサービスの創出に取り組んでいます。

#### ◎ 高根沢町（栃木県）との包括連携協定について

地域活性化の取組み強化として、平成25年9月に高根沢町と『包括連携協定』を締結しました。

本協定により、企業誘致、産業振興、暮らしの安全、福祉、教育に関する事など大きく5つの項目について連携して取り組んでいます。

本協定を機に、高根沢町と当行はこれまで以上に連携を強化し、地域の活性化や町民の皆様への新しいサービスの創出に取り組んでいます。



#### ◎ 「小さな親切」運動

「小さな親切」を勇気を持ってやっていただきたい。そしてそれがやがては、日本の社会を隅々まで埋め尽くすであろう、親切という雪崩（なだれ）の芽としていただきたい。

これは昭和38年3月、東京大学の卒業式で、当時の茅誠司（かやせいじ）学長が告辞の中で卒業生に送った言葉です。これがきっかけとなって、小さな親切運動が発足しました。

「できる親切はみんなでしょう。それが社会の習慣となるように」のスローガンのもと、運動は全国に広がり、33道府県に県本部、145市町村に支部が結成されています。

栃木県の会員数は現在1万4千名であり、栃木銀行がこの運動の栃木県本部および宇都宮支部事務局を担当しています。

### (1) 小・中学校交歓会

この活動は各小・中学校で行っている、あいさつ運動やクリーン作戦等、日頃行っているさまざまな活動を発表するとともに、他の学校の活動を聞くことにより、自分達の活動の参考にしたり、同じ目的をもった仲間同士の友情の輪を広めることを目指して行っています。この交歓会を当行で主催しています。



### (2) 実行章の授与

これは、運動本部発足当初から取り組んでいる活動です。「小さな親切」を実践していただいた方に対し、実行章の賞状とバッジを贈呈して表彰するものです。実行章の受章は親切に対する意識を高め、思いやりのネットワークを広げていく上で、大変効果的な取り組みであると考えています。

なお、今年度の栃木県内の受章者は685名3団体となっています(平成25年10月末現在)。



## ◎文化・教育への取り組みについて

### (1) とちぎんマロニエチャリティーコンサート

当行では、栃木県民の文化の向上、そして日頃お世話になっている地域の方々へのご恩返しのひとつとして、平成8年より「とちぎん文化セミナー」と称して、セミナーやコンサートを開催しています。平成25年3月に第20回目として、宇都宮出身のゴスペル歌手である山中陽子さんとその仲間たちをお迎えして『とちぎんマロニエチャリティーコンサート』を開催いたしました。当日、600名定員の会場は満席となり、観客の皆さんは迫力ある歌声に魅了されていました。

例年このコンサートはチャリティーとして開催しています。お客さまからお預かりしたチャリティー

募金の全額を財団法人下野奨学会に贈っており、そのチャリティー累計額は約146万円となっています。

コンサートが終了した後は「大変良かった」

「また来年も開催して欲しい」とお礼の手紙をいただき、主催者としても励みになっています。



### (2) インターンシップの受入れと就活支援

平成15年度より、栃木県経営者協会や各大学を通じて大学3年生を対象としたインターンシップの受入れを行っています。5日間の職場体験で、受入れ者数累計は28名となっています。カリキュラムの内容は、ビジネスマナーや銀行業務の基礎知識を勉強したり、営業店やローンセンターを見学したり、営業店業務体験やコンシェルジュの体験、札勘の練習などです。最終日には、インターンシップで学んだ体験の成果発表会を開催します。

例年、体験した学生から「社会人としての心構えが身についた」、「参加して金融業界への関心がより深まった」など感想をいただいています。



また、大学生の就職活動支援の一環として、平成24年から地元のイベント会場貸切で「とちぎん就活FES!」という大規模な業界・企業説明会を開催しています。

このイベントの特徴は、当行の主要部署が同会場に10ブースを出展し、学生の皆さんの質問に対して各担当者が直接かつ具体的に回答するだけでなく、「全ブースが栃木銀行」という全国でも珍しい試みであるということです。

例年、当行志望の有無に関わらず金融業界に関心



のある学生を対象に金融経済教育の一環としても開催しており、たくさんの就活生の皆さんから好評を得ています。



### ◎福祉への取組みについて

#### (1) 盲導犬育成支援募金活動

平成7年より、本部及び全営業店・関連会社に盲導犬を模した募金箱を設置し、全役職員が積極的に協力しています。毎月20日(給料日)を「盲導犬育成募金協力の日」と定め、半年に1回のペースで寄付をしています。

7月に行った募金で35回目を数え、募金総額も約3,250万円となりました。

また、平成9年から振込手数料無料の専用の取りまとめ口座を設け、一般の方々にも広く盲導犬の重要性を知っていただけるようにしたところ、たくさんの方々はその趣旨にご賛同いただき6月末で約3,400万円の寄付を協力していただきました。



#### (2) 献血活動

昭和41年より献血運動を全行的な活動として実施しています。

昨今、医療技術の進歩や高齢化社会の到来等によって、献血の需要は年々増加しており、これに伴って、平成6年より年2回実施しています。

平成20年には、「血液事業の推進にあたり多大な貢献をいただき、その功績は他の模範とすべきものである」として厚生労働大臣表彰状が贈呈されました。



#### (3) 認知症サポーター全店配置

現在、認知症の人は約170万人、今後20年で倍増することが予想されています。

厚生労働省では認知症対策の一環として、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を応援し、誰もが暮らしやすい地域を作ることを目的に「認知症サポーター養成事業」を行っています。

高齢化社会が進むなか、当行では、今後増え続けるであろう認知症の方への理解を深めるとともに、本人やその家族が安心して暮らすことのできる社会の実現に少しでも寄与したいと考えました。そこで、全店に認知症サポーターを設置すべく、本部及び全営業店に勤務するほとんどの職員(1,722名)が「認知症サポーター養成講座」を受講し、業務上はもとより、一社会人として更なる地域貢献のできる体制を整備しました。



#### (4) 書き損じハガキ等の収集活動について

企業の社会的責任(CSR)の取組みとして、地域福祉などに役立てるため、書き損じハガキ、使用済・未使用の切手、未使用のプリペイドカード等を宇都宮市社会福祉協議会『善意銀行』に贈呈しています。

##### ※書き損じハガキとは?

住所を書き間違えてしまったり、古くて使えないなどの理由でポストに投函されていない未使用の官製はがきを書き損じハガキといいます。50円の書き損じハガキ1枚は、45円の募金になります。





### ◎環境への取組みについて

#### (1) 栃木県マロニエ緑化基金

「栃木県マロニエ緑化基金」とは、県土の緑化に役立てるため、平成元年に当行が普通銀行に転換したのを記念して、収益の一部を栃木県に寄付して同年3月に設立されたものです。基金の益金は、学校や公園等の緑化推進に役立てられており、現在までに6億円寄付いたしました。

#### (2) 日光杉並木オーナー制度

平成8年11月に、日光杉並木街道の保護を目的として杉並木オーナー制度が創設され「日光杉並木保護財団」が設立されました。

当行もその趣旨に賛同し、平成8年より過去17年間に亘り購入し、累計で48本となりました。

今後も地域金融機関として地域貢献及びCSRの視点より協力していきたいと考えています。



#### (3) 日光杉並木街道保護基金への寄附

当行では、平成20年6月に「日光杉並木街道保護」を目的とした「すぎみらい」プロジェクトを創設し、全行員による募金と当行収益の一部をあわせ年1回寄付をしています。

今年7月の寄付で5回目を数え、寄付金総額は累計約810万円となりました。

栃木県が世界に誇る日光杉並木街道への保護活動を通じて、今後も環境保護へ積極的に取り組んでいきたいと考えています。



### ◎地域活動への取組みについて

#### (1) とちぎんボランティアネットワーク

とちぎんボランティアネットワークは、役職員一人ひとりが、一社会人として自主的に参加できる当行独自のボランティアグループです。

地域活動への積極的な関わりとそこに暮らす方々とのコミュニティーを目指し結成されたものであり、本部および営業店・関連会社の役職員（パートも含む）がメンバーとなって、地域のさまざまなイベント・お祭りや清掃活動等に参加しています。

今後も地域の方々との交流をより一層大切にして参ります。



#### (2) 栃木のプロスポーツチームを支援

栃木県をホームとしているプロスポーツチーム、“リンク栃木ブレックス”と“栃木サッカークラブ”をオフィシャルスポンサーとして支援しています。

また、スポーツ普及の取組みとして、リンク栃木ブレックスと共同で「ブレックスキャラバン」を実施しています。

今年5回目となったブレックスキャラバンでは、小学生を対象に県内10ヶ所の体育館で、プロ選手から直接指導を受けられるバスケットボール教室や、公開練習の観覧、選手との交流会を行っており、参

加人数は延べ 2,000 人以上となっています。

当行は「お客様にとって一番身近な銀行」を目指し、子供たちの「夢の実現」をサポートしたいと考えています。



◎その他の取組みについて

#### (1) ヒトにやさしい店舗づくり

当行はヒトにやさしい店舗づくりに力を入れており、例えば、お体の不自由な方や子育て中の方でも気軽に利用していただけるよう、多目的トイレや点字ブロックなどの設備を備えた店舗を設置しています。

現在、数ヶ所の店舗がこのような設備を整えており、今後は新規出店や建替えに際し取り組んでいきたいと考えています。



#### (2) エコ店舗の取組み

当行は、平成 22 年 5 月新築オープンした宝積寺支店（栃木県高根沢町）より本格的な環境配慮型機能を持つ「エコ店舗」建設を開始しました。



具体的には、発光ダイオード（LED）を含む照明設備の高効率化、空調機の高効率化（氷蓄熱仕様空調機等）、自然エネルギーの利用（太陽光発電、屋上緑化）など、7項目の機能を設定し、新店舗建設の際の基準として適用しています。今後も費用対効果を念頭に環境技術を積極的に店舗設計に導入する

ことにより、環境や景観に配慮したエコ店舗に取り組む方針です。

#### (3) 犯罪被害者支援のための自販機設置

陽南支店（栃木県宇都宮市）・足利南支店（同足利市）・大田原支店（同大田原市）に設置した自動販売機で、飲料を購入した際の代金の一部を県内の事件・事故の犯罪被害者支援にあてています。



#### 一今後の取組みについて教えてください。

当行では、お客様との積極的な関係を結ぶことで地域社会の持続的な発展を目指し、企業の社会的責任を果たす努力を続けていきます。

さらに、地域経済の発展に貢献するとともに、「First for You あなたの一番に」のブランドスローガンのもと、お客様本位の金融サービスの提供に努め、地域の皆さまにいつまでも愛され、親しまれ、一番身近な銀行を目指し、役職員一丸となってたゆまぬ努力を続けて参ります。

**First for You**  
あなたの一番に

# 全銀協におけるCSR活動

## 1. 金融経済教育活動

### ○ 経済広報センター「教員の民間企業研修」を受け入れ

全銀協では、平成 18 年度から(財)経済広報センターの「教員の民間企業研修」プログラムに協力し、毎年、学校の夏休み期間に教員向け研修を実施しています。

今年度は、7月24日～26日の3日間、東京都新宿区内の小学校および中学校の教員5名を受け入れました。

研修では、事務局から全銀協の組織と活動等について説明を行ったほか、全銀協作成の中学生向け生活設計・マネープランゲームの体験や、東京手形交換所、日本銀行、三井住友銀行の見学等を行いました。



## 2. 環境問題への取組み

### (1) 日本経団連に「環境自主行動計画フォローアップ調査結果」を提出

9月20日、「環境自主行動計画に関するフォローアップ調査」の平成24年度調査結果を取りまとめ、日本経団連に提出しました(調査対象：正会員121行)。

全銀協では、温暖化対策の一環として「平成20年度～24年度における電力使用量の5年平均を12年度比12%減とする」数値目標を設定しておりますが、会員各行の積極的な取組みにより、平成20年度から24年度における電力使用量の実績値は、5年平均で12年度比19.5%減となり、数値目標を大きく超え、目標を達成することができました。

同計画における数値目標および今回の調査結果は下表のとおりです。

銀行界の数値目標と24年度の調査結果

	数値目標	24年度結果
温暖化対策編	平成20年度～24年度における電力使用量の5年平均を12年度比12%減とする	電力使用量： 11億6千万kWh (前年度比4.0%減、 12年度比28.6%減) 平成20年度～24年度 における5年平均は 12年度比19.5%減
循環型社会形成編	平成27年度における再生紙 <sup>注1</sup> および環境配慮型用紙 <sup>注2</sup> 購入率を75%以上とする	再生紙および環境配慮型用紙購入率： <b>74.7%</b>

※対象は本部・本店、システム・事務センター。

(注1)古紙パルプ配合率70%以上の用紙。

(注2)森林資源の持続可能性を目指した環境ラベル(間伐財マーク、PEFC森林認証プログラムやFSC認証制度など)が商品に付されている用紙。または、植林木・間伐財等の森林資源の持続可能性に配慮されたパルプと古紙パルプの配合率を足して70%以上の用紙。

### (2) 「第6回 ECO 壁新聞コンクール」の募集を開始

10月29日、全国の小学生を対象とした「第6回 ECO 壁新聞コンクール」の募集を開始しました(共催：朝日小学生新聞。応募締切：平成26年1月14日)。

このコンクールは、募集テーマの中からひとつを選び、テーマに沿った壁新聞を作成してもらうもので、平成20年度から毎年実施





しています。

今年度の募集テーマは、①地球温暖化防止のためにしなければならないこと、②わたし（たち）や地域の人が取り組んでいるエコ活動紹介、③陸や海、森の生き物や植物を守るために、④節電の取り組みについて、⑤銀行のエコ活動についての5つです。

入賞作品は、3月中旬に朝日小学生新聞紙面および全銀協HPで公表する予定です。

### (3) 「全国銀行 eco マップ」を更新

10月29日、全銀協HP「全国銀行 eco マップ」を更新しました。

(<http://www.zenginkyo.or.jp/eco/ecomap.html>)

このマップは、会員各行の環境問題に関する取り組みの周知を目的としており、各行の環境貢献活動を銀行別・取り組み内容別に一覧で見ることができます。取り組み内容は、CO<sub>2</sub>削減、ゴミの削減、自然保護、環境配慮型商品、その他活動の5つに分類しています。

今年度は、128行の取り組みを掲載しています。



## 3. 金融犯罪への取り組み

### ○金融犯罪防止啓発シンポジウムを開催

10月22日、東京・千代田放送会館において、「金融犯罪防止啓発シンポジウム～あなたを狙う金融犯罪！ダマされないために～」を開催しました（協力：警察庁、大阪府警察、金融庁）。第一部では、大阪府警察本部生活安全指導班による振り込め詐欺被害防止教室「騙されたらあ

きまへんで！」（寸劇の公演）を行いました。第二部では、女優・松原智恵子さん、弁護士・大迫恵美子さん、立正大学心理学部教授・西田公昭さんのほか、警察庁、全銀協がパネリストとして登壇し、コーディネーターのNHKハートネットTVキャスター・山田賢治さんとともに金融犯罪防止の対策等についてパネルディスカッションを行いました。

シンポジウムは約140名が来場し、盛況のうちに終了しました。



**【発行】一般社団法人全国銀行協会**  
〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1  
TEL 03-3216-3761(代表)  
掲載内容の印刷物・ウェブ上での無断複製・転載はご遠慮ください。